

沖電気工業株式会社 及び 株式会社 TTK

に対する損害賠償請求事件の和解について

尾三消防組合は、令和元年10月21日に訴状提出しました損害賠償請求事件について、令和5年3月29日に和解が成立しましたのでお知らせします。

記

1 経緯等

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 訴訟提起日 | 令和元年10月21日 |
| (2) 相手方 | 沖電気工業株式会社
株式会社 TTK |
| (3) 管轄裁判所 | 名古屋地方裁判所 |
| (4) 事件番号 | 令和元年(ワ)第4503号損害賠償請求事件 |
| (5) 和解勧告日 | 令和5年2月2日 裁判所より勧告 |
| (6) 組合議会議決日 | 令和5年3月27日 |
| (7) 和解合意日 | 令和5年3月29日 |
| (8) 入金確認日 | 令和5年5月31日 |

2 和解の内容

- 相手方は、組合に対し、和解金として2,000万円の支払義務があることを認める。
- 相手方は、組合に対し、前項の金員を、令和5年5月31日までに、組合指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- 組合は、その余の請求を放棄する。
- 組合及び相手方は、組合と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

担 当：尾三消防組合
事務局総務課 加藤
[TEL:0561-38-7202](tel:0561-38-7202)